

## 備前市告示第42号

### 備前焼製作技術向上支援補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、伝統工芸美術品である備前焼に係る作陶技術の向上等の取組みに必要な経費の一部を補助することで備前焼製作者の育成及び地域産業の活性化に資するため、備前焼製作者に対し、予算の範囲内において備前焼製作技術向上支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関し備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、備前焼製作による収入を主たる生業とする個人であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

#### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、過去にこの告示による補助対象事業になった事業及び国又は地方公共団体から他の制度による補助を受ける事業は、対象としないものとする。

- (1) 備前焼製作技術の向上を図るための事業
- (2) 備前焼製作技術を活用した新たな技法等研究のための事業

2 補助対象事業の事業期間は、毎年4月1日から翌年の2月28日までとする。

#### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に直接必要な経費であって、次に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 公募展出展費用(5年以上連続して開催された実績がある、又は後援若しくは共催が国県等権威ある公募展として一般に認知されている公募展への出展費用に限る。)
- (2) 新たな技法の研究に係る原材料費(補助対象者にとって新たな技法の研究に必要な原材料購入費用に限る。)
- (3) 前各号に準じる経費であって、市長が適当と認める経費

#### (補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、補助対象者1人につき30万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更等の申請)

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める変更及び中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定を受けた申請内容から補助対象事業の内容に変更が生じたとき。

(2) 補助対象事業を中止したとき。

(変更及び中止承認通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請を承認したときは、別に定める変更及び中止承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の額に変更が生じるときは、第7条の規定にかかわらず、交付決定した額の範囲内において承認するものとする。

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了時において、補助金の額に軽微な変更(増額は除く。)が生じた場合には、第12条の実績報告及び第13条第1項の確定通知により、前条の変更申請並びに前2項の承認及び通知をしたものとみなす。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の交付決定額のうち、2分の1を超えない範囲において概算払することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする交付決定者は、別に定める概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日後15日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、別に定める実績報告書により市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当と

認めるときは、補助金の額を確定し、別に定める確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、別に定める請求書により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別に定める通知書により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、別に定める通知書によるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。